

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

相続は「生前の準備」が重要 相談相手は税理士や弁護士

全国の40～79歳の男女48,865名を対象に野村総研が調査した「相続に関する実態調査アンケート(2011)」によると、3,000万円以上の資産(金融資産、不動産など)を相続によって受け取った層は、14.1%に上った。受け取った相続額の中央値は「500万円以上1,000万円未満」だった。

親から相続が発生したときに困った(知りたかった)ことを、アッパー相続層(相続資産が父母合計で3,000万円以上、個人保有金融資産1,000万円以上、年齢50～79歳)の人1,000名に聞いたところ、税制(34.1%)、不動産(24.2%)、金融資産の査定(15.5%)が多かった。父または母からの生前贈与は28.8%で、約8割は40代までに受け取っていた(複数回答、以下同じ)。アッパー相続層が相談相手に選んだのは税理士(56.9%)、弁護士(19.0%)、司法書士(19.0%)が上位で、金融機関では銀行(15.0%)や信託銀行(6.0%)だった。

自分の資産の相続について、60代以上では過半数が家族や子供への相続について考えている。しかし遺言等を用意している人はわずかに4.2%だった。遺言等を用意していない回答者のうち55.8%は準備する必要があると感じているという。平成23年度税制改正大綱は越年するが、元々、相続は生前にいかん準備しておくかが重要で「早い段階から相続の準備をサポートしていく仕組みを充実させることが、今後重要になっていくだろう」と分析している。

法人の消費税不正還付調査を実施 2010事務年度は追徴税額75億円

消費税は主要な税目の一つであり、預かり金的な性格を有するため、国民の関心が極めて高く、税収等の面でもその位置づけが高まっている。このような状況下、消費税について虚偽の申告により不正に還付金を得るケースが見受けられることから、企業に対する消費税調査はほとんどが法人税との同時調査だが、消費税単独の不正還付調査が増えている。

今年6月までの1年間(2010事務年度)においては、8,475件の消費税還付法人に対する調査が実施された。

その結果、74億9,700万円にのぼる消費税額が追徴された。また、そのうちの830件は虚偽の申告により不正に還付を受けていたことも判明、12億6,800万円が追徴されている。前事務年度と比べると、調査件数は15.3%、不正件数も12.3%それぞれ減少しており、調査による追徴税額は57.7%減少しているが、今後とも国税当局は消費税不正還付に積極的に取り組んでいく方針だ。

消費税不正還付の事例をみると、架空の資産を計上し消費税を不正還付したりリサイクル業を営むA社の例がある。A社は、新規事業の開始に伴い、実際は高額な機械装置をリースで導入したのに、帳簿等を改ざんし、自社の機械装置として架空資産を計上。資産の取得費の全額を課税仕入れとして計上し、消費税を不正に還付する申告をしていた。法人税についても、固定資産として減価償却費を計上していた。

今週のキーワード

平成23年度税制改正
大綱

相続税については、基礎控除額を現行の5,000万円から3,000万円に引き下げることで、及び、高額な相続に対する税率の引き上げが打ち出された。また、次世代への資産移転を促進させるために生前贈与の控除枠拡大や税率軽減なども合わせて盛り込まれている。審議過程で相続税の改正は削除されたが、「平成24年度税制改正又は税制抜本改革に合わせ成案を得るよう、それぞれ努力する」とした。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。